

第6回エネルギー・環境ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成25年5月13日（月）16:00～16:59
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室
3. 出席者：
（委員）安念潤司（座長）、大田弘子（議長代理）、佐久間総一郎、林いづみ、
松村敏弘
（専門委員）小林三喜雄
（政府）寺田内閣府副大臣
（事務局）館規制改革推進室次長、仁林企画官
4. 議題：
エネルギー・環境分野の規制改革項目とりまとめについて
5. 議事概要：
○館次長 これから第6回規制改革会議エネルギー・環境ワーキング・グループを開催いたします。
皆様方には、御多用中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、規制改革会議から、大田議長代理にもお越しいただいております。
それでは、今後の進行は安念座長にお願いしたいと存じます。
よろしく願いいたします。
○安念座長 本ワーキング・グループの議事及び資料を、規制改革会議の答申が行われるまで非公開とすることについてお諮りいたします。
本日は、エネルギー・環境分野の規制改革項目について、規制改革会議への報告内容を議論いたしますが、規制改革会議において、答申決定までの間、報告内容の公表は行われない予定ですので、本WGも非公開で実施し、会議終了後の記者説明、資料の公表も行わないこととさせていただきたく存じますが、異議ございませんでしょうか。
（「異議なし」と声あり）
○安念座長 ありがとうございます。
それでは、早速ですが、本日の議題である「エネルギー・環境分野の規制改革項目とりまとめについて」の議論に入らせていただきます。
お手元の資料1「規制改革会議報告書（エネルギー・環境分野）（案）」を御覧ください。
では、館次長から御説明いただきたいと思っております。お願いします。
○館次長 それでは、本日お配りしております資料1「規制改革会議報告書（エネルギー・環境分野）（案）」について、簡潔に御説明申し上げます。

本文の1ページから概略を説明させていただきます。

「制度改革の目的と検討の視点」ということで、クリーンかつ経済的なエネルギーの供給と利用を促進するために諸改革を進めるため、①エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消、②エコカーの世界最速普及、③低炭素社会の推進、という3つの視点を設定し、それに基づいての個別の改革項目を束ねた全体の流れを本文で書かせていただいております。

まず、「1. エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消」でございます。

(1) としまして、これはまさに原子力発電の稼働停止を受けた環境下で、いかに効率的、安価で安定的なエネルギー供給をしていくかということ、環境にも配慮した高効率火力発電の活用、その他再生可能エネルギーの活用、分散型電源による地域エネルギー創出などを進めていくということでございます。それについて、風力発電、地熱発電、再生可能エネルギーの発電コストなどについて記させていただきます。

(2) は、エネルギーの供給力拡大とともに、地域における各主体の創意工夫による地域発の発電事業の立ち上げを容易にするということも、地域活性化の一助としてしなければならないということで、バイナリー発電や小水力発電などについても触れさせていただいております。

(3) は、需要サイドでは、ユーザーが主体的にピーク抑制、ピークカットが行われるような「デマンドレスポンス」の実現のための改革もしているということを記してございます。

次に、「2. エコカーの世界最速普及」でございます。

(1) としまして、このエコカーの世界最速普及実用化のための視点として、2ページの冒頭でございますが、我が国自動車産業において、エコカーの普及というのが大変重要であるということ。まさに世界に先行していっている中、この環境整備が非常に重要であるということを書かせていただいております。電気自動車を始め、商用化が先行しているエコカーの普及を後押しするとともに、2015年の市場投入が予定されている燃料電池自動車についての基盤整備ということで、そのための規制改革、制度改革をしていくことを強調させていただいております。3段落目でございますが、燃料電池自動車の燃料となる水素については、このためのさまざまなイノベーションについて総合科学技術会議との連携に基づく必要な規制改革の重要性も記載しております。

(2) は、燃料電池自動車向け水素供給インフラについてです。既に工程表に基づいて着実に実施されておりますが、それをさらに進める必要がある。さらにこの燃料電池自動車の本格普及に当たって、欧米で安全性が認められているものをきちんと導入できるようにしていかなければいけないということでございます。その際に、欧米の規制と国際比較の結果を十分に活用して、過剰とならないよう規制を合理化し、安全性と経済性の両立ということをおっしゃっております。

(3) は、燃料電池自動車の車両について、本格普及を見据えた規制改革を行っていく

ということで、現在行われている世界統一技術基準策定の活動の中で、日本がまさにそれをしていくのだということも（４）の方でも述べさせていただいております。

最後に、３ページ目「３．低炭素社会の推進」でございます。

（１）としまして、低炭素社会の推進を新たな経済成長の機会と捉えて、産学連携による革新技术の開発、既存の先進技術の普及の障害となっている規制を見直していこうということでございます。

（２）は、その意味で、再生可能エネルギー、分散型電源等の供給力拡大、エコカーの最速普及の重要性もうたっております。さらに、廃棄物の適正な処理、資源の有効な利用の観点から、改正容器包装リサイクル法の見直し時期到来の契機に、根本からの再検討を書いております。その他、民生部門の省エネを図るためのスマートメーターやエネルギーマネジメントシステムの導入といったものも書かせていただいております。

４ページ以降には、具体的な規制改革項目がございます。

今のところ３次協議まで進めさせていただいて、ほぼ調整がついておりますが、現在もなお協議中のところを小豆色で書いております。

協議中のところだけ申し上げますと、５ページ目の「温泉資源の保護に関するガイドライン」でございます。これは安念座長と松村委員に御出席いただきまして、委員折衝までさせていただいております。現在、環境省と調整中ございまして、本文は「温泉法第３条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ、許可が不要な掘削について類型化する」ということで、許可が不要な掘削について何ができるのか。特に地熱発電の事業者にとって明確にするようにということで、これは安念座長を通じて、松村委員からの御提言で、実際にこのように修文させていただくということで、環境省と調整しています。調整が残っておりますのは実施時期ございまして、25年度検討開始、すぐに結論という形でこちらからは申し入れておりましたけれども、環境省側は、温泉事業者と相当意識の乖離があるので、最後の結論及び措置の実施時期についての明言は避けたいということで、まだそれは調整中でございます。

10ページ目、燃料電池自動車盗難時の届出手続の簡素化についても、ここに記載されているような文章になっておりまして、まだ最終調整が済んでいないということでございます。

もう一点、ここの項目に入っておりませんが、項目名だけ申し上げさせていただきます。それは、「廃棄物の該当性判断における取引価値の解釈の明確化」という項目でございまして、佐久間委員ご提案の案件です。これは内容としては、廃棄物の該当性判断にかかわるものでございまして、廃棄物か否かの判断基準がいまだ不明確という御議論がございまして、明確化するような通知を出して欲しい。ざっくりした言い方で恐縮でございますが、そのような事項を環境省と協議しておりました。

ただ、環境省の方からは、既に措置済みであるという回答がございましたため、現時点では一旦項目落ちとしておりますが、佐久間委員から、これについては再度協議を継続し

て欲しいという御要望もございましたので、ここで御議論いただければと思っております。

私の方から資料の御説明は以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

では、何か御意見、御質問、御指摘がありましたら、どなたからでも。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 どうもありがとうございます。

今、館次長から御説明していただいた廃棄物の該当性の問題について、若干補足させていただきます。

問題は、産業廃棄物です。廃棄物ではないのですが、場合によっては廃棄物扱いされ得るものという意味で言っています。鉄鋼業から出るスラグ、これは鉄鉱石から鉄を取り除いた後の石ころの部分です。それとか、石炭関係の燃焼の後の石炭灰というものです。

これはそれぞれ有用なものとして使われていますが、どういうことが起きているか簡単に言うと、事業所からそういうものが当然発生します。それを売りますと売っていません。ただ、近いところはそれを使おうとしている例えば工務店の人とかに10円で売りますというときに、10円で売ります。輸送量が5円ですということですから、当然出す方にも5円入ってきますので、それは有償だということで、他の要件を満たせば、文句なく廃棄物にはならない。

ところが、これを遠くにお売りすると、10円のものに15円かかってしまうのです。ただ、これは15円かけて10円いただいても5円損ですけれども、このスラグとか石炭灰というものはどうしても処理しなければいけないものです。構内にためておいても限度があります。ですから、その場合は、逆に5円負担になっても、処理した方が経済合理性はありますから、当然そういうことをします。

ですから、全く同じものを同じ状態で処理しながら、遠くに出すとそれは場合によっては廃棄物だと認定されるということで、非常に不合理性があります。ですから、そういうことはやめてください、もしくはそれをはっきりさせてください。

ところが、環境省からの通達内容がやはりまだまだ不明確なので、自治体によっては、もう単純に輸送料の方が大きければ、それは有償ではない。したがって、廃棄物だということで扱うというのが実態で行われています。それは、四国、中国や北陸そして関東においてもそういう扱いがされている県があります。

ですから、これははっきりと輸送費の方がお金がかかる。それをもって有償ではない。だから、廃棄物だという判断はしてくれるなということの1点を少なくともはっきりと通達してもらいたい。

今、環境省が言っている、この3月に出したというのも従来と同じで、そこは必ずしもそういうふうには読めません。実際、自治体によっては、多分単純に輸送費がかかっている。これは有償ではない。他の要件も考えてかもしれませんが、したがって、これは廃棄物だという判断に傾くということです。これによって、本来であれば有用なものとして使われ

るものが使われない可能性があるということです。

○安念座長 これは着地点をどの辺にしますかね。

環境省は飲むはずないですよ。もともとこれは百年戦争で、絶対駄目なんですよ。つまり、もう言いました、逆有償だけで判断するなということと言いました、自治体に対して徹底しています、というのが彼らの言い分で、この点は佐久間委員のおっしゃったとおりなのです。

具体的な県の名前までは、私はもちろん知らないけれども、当たり前ですよ。頭を使うのは面倒くさいから、逆有償なら廃棄物ですとしてしまうのが楽に決まっているので、そうなると思います。しかし、それは公式には環境省としては認められないわけです。

ここはどっちみち数日でまとめなければならないのですが、どういうふうにしますか。実質のある回答を得るということは、多分至難のわざだと思うのです。かといって、こちらが引き下がるということは当然できる話ではないので、どうしますかね。

○佐久間委員 形式では、別に通知を出しているというのであれば、それをさらに明確にするようなQ&Aでもいいです。形式がダブっているということであれば、そこは問わないわけで、自治体分かりやすく判断できるような材料があればいいので、形式がもしダブっているのであれば、違う形式で。

○林委員 要は、譲り受け側が対価を払うかどうかで有償性を判断せよということですね。

○佐久間委員 そういうのがこちらの主張です。

○林委員 譲り受け側が対価さえ払えば、有償譲渡。

○安念座長 運賃が幾らかとか関係なしにということですか。

○林委員 形式的な話をすると、通知もしょせん行政指導ですね。別に法令的な審議をして立法したわけでも何でもないのです、通知というのは単なる行政指導です。

県の方は、その通知に対応して、何か具体的な要項とかをつくっているのですか。どういう扱いになっているのですか。各県で取扱いが違うみたいなことですが、どういうレベルの話なのですか。

○佐久間委員 それは各県で個別の判断において、基本的には総合判断なので、例えば先ほど言ったように、輸送費を上回るお金をいただいて、まさに世の中であるような、どういう形であれ有償だというときであっても、その扱いがぞんざいであったり、迷惑をかけるような形で業者がやるということが分かっているようなときは、やはり産業廃棄物だと言われ得るので、そこは全て個別判断にはなるのです。

ただ、その個別判断のときに面倒くさいので、ある自治体においては、もう輸送費の方が高ければ、総合判断とは言いながらも、そこで廃棄物ですという判断をしてしまうということが実態として行われていて、その自治体がいまだに残っている。

○林委員 そうすると、それも都道府県レベルの行政指導でそのようになっているという話で、別に条例とかを定めているわけでも何でもないのですね。

国が通知で出している行政指導と、県でやっている行政指導にずれがあるということに

なるのですか。

○佐久間委員 ずれというか、非常にそこがはっきりとしない形を出していて、ですから、今、先生がおっしゃったように、要するに利用する側で1円でも負担していればいいのですよというルールにしてしまえばクリアなのですが、そこまでは踏み込んでいないのです。

○林委員 通知でそこまではっきりは書いていないから。

○佐久間委員 書いていないし、そこをやるとなると、これは大変なことになるというのが環境省なので、そこは若干曖昧にしているのです。

○林委員 それはわざとそういうふうにはしているのですか。

○安念座長 それはもちろん、運賃に1万円かかるものを1円で買っても、1円出しているのだから有償だとしてしまうと産廃ではなくなる。そういうふうにしてしまうと、また豊島問題が起こるぞということです。

○林委員 分かりました。実質的な話ですね。

○佐久間委員 そうですね。実質的な話です。

それをやると、はっきり言って、悪い人たちが出ますよ。まともに運送業者とつるんていうことを極端に心配していて、そこまですっきりとは通知は書けません。

ただ、逆に今度は、自治体はそれを受け取ると、逆の方向に、つまり、輸送費の方が高ければ、もうそれは産廃だと判断してしまう方が簡単は簡単ですね。

だから、本当にそんなことではなくて、全体で判断してください、輸送費の方が高いからといって、産廃だということをそれだけの理由で判断しないでくださいということをちゃんと言ってもらいたいということなわけです。

だから、これは非常に実務というか、そういうレベルの話ではあります。

それと、今回の規制改革会議の議論の中で必ず出る中央と自治体との関係とか、そういう問題でもあるのです。

○寺田副大臣 それは規制の問題ではなく、特別の次元の問題ではないですか。ガバメントリーチの問題。それは別に変な業者が出てくれば、そんなものは対抗できるわけですよ。スラグにせよ、石炭灰にしても、どうせ最終処理されるわけでしょう。自治体は関係ないですね。

つまり、この問題は規制と絡まりますか。規制は全く関係ないではないですか。単に有償でもって有価物と見るか、廃棄物と見るか。

○佐久間委員 ただ、廃棄物と見た途端に、それは廃棄物扱いになりますので、処理ができなくなる。

○寺田副大臣 ですから、それは環境省がやっている規制では全くないですね。

○佐久間委員 制度的にそれがそうになっているというわけではないですね。

○寺田副大臣 もちろん、そうです。

ですから、今の議論は、規制の議論では全くないのではないですか。

○佐久間委員 制度をそういうふうに法律に基づく規制だというわけではないです。

○寺田副大臣 もちろんそうですね。

何も環境省がその規則を出しているわけでもないですね。ガバメントリーチの問題として、自治体権限の部分、産廃処理は自治体権限ですから、それ以上手が及ばないのはやむを得ないのではないですか。

○佐久間委員 結局は、全く同じものなのに、遠くに行くと廃棄物扱いされて。

○寺田副大臣 ですから、それは自治体権限であるがゆえですね。

○佐久間委員 実際はそうなっていますね。

○寺田副大臣 それがけしからぬというのであれば、むしろ分権論議の中で話すべきではないですかね。

○佐久間委員 ただ、そこは実態として、自治体判断とはいいながらも、自治体も環境省の出している通知に従ってはいるのです。従ってはいるのですけれども、個別に言えば、悩んだときは環境省に必ず聞いているわけです。

○寺田副大臣 環境省はもう措置済みと言っているわけですね。

○安念座長 自治事務だって、技術的な助言をすることは別に構わないわけですからね。

○寺田副大臣 もちろん構いません。

○安念座長 この中にあるのも、少なくとも半分方、都道府県の権限になっているものを何とかやってくれと言っているわけですから、全部が全部地方分権で逃げられると何でもかんでも逃げられてしまうことになって、どうにも手のつけようがない。

とにかく、ここで議論してもうまい知恵が出てこないの、とにかく押せるだけ押してもらって、デッドラインのところまで頑張ってください以外の方法はないですね。

ここは、本当のデッドデッドラインはいつになるのですか。

○館次長 今回の報告書は、今月15日の規制改革会議で御報告いただくこととなっています。

○安念座長 この「P」のところは、そのときには「P」が完全に取れていなければいけないということですか。

○館次長 現在の予定では、そういう予定です。

○安念座長 分かりました。

では、とりあえず、できるだけ押せるだけ押してもらいましょう。その間、どういうふうにしてやったらいいですかね。一番この問題に詳しいのは佐久間委員であることは間違いないので、事務局はできるだけ佐久間委員と連絡をとりながらやっていただくということにしましょうか。それでよろしいですか。

○寺田副大臣 そうなのですけれども、ただ、例えば今の佐久間先生の御議論を仮にこの要綱に落とすとした場合、規制内容というのはあるのですか。

つまり、保育は曲がりなりにも国が一応必置規制があり、職務規制があり、自治体が規制をしている。それをきちんとストリームラインしなさいというガイドライン、国の権限としてとっかかりがあるのです。

今、お話ししたのは、全くとっかかりがないのではないですか。つまり、規制改革会議の議題なのでしょうか。つまり、変な業者が悪さをするから、国が仕切れと。虎の威を借りてというか、それに近い話ですね。

○館次長 廃棄物の該当性判断における取引価値の解釈の明確化に関しましては、前回は閣議決定したこともございますし、その通知をさらに明確にして欲しいという要望がございますので、今回の閣議決定項目にも入り得るものだと思います。

○寺田副大臣 それはガバメントリーチがあるのですね。

○館次長 法律に基づく通知を環境省が発出するということです。

○寺田副大臣 産廃の処理権限は国があるのですね。

○安念座長 産廃の処理権限があるということではありません。そうではなくて、通知ができるし、環境省設置法に基づいてふわっとした所掌事務があるわけだから、あくまでも強制権限はないけれども、技術的な指導、助言をしてもらいたい。法的に説明すれば、そういうことになるのではないのでしょうか。

○寺田副大臣 それはいいのですか。

○館次長 これは既に行っていることがございますし、それは規制改革の範囲です。

○寺田副大臣 当会議では、そういう設置法に基づくものもそうですけれども、意味不明なものは全部廃止だという方針がかつて出ましたね。

○安念座長 そうしたら、国がごちゃごちゃ口出すのも全部廃止だと。それはそれで1つの筋ですね。

○寺田副大臣 権限があればいいのですけれども、権限なくしてそうすること自体が、果たして合法的なのかどうか。設置法に基づく権限というのは、法的にはないのですよ。設置法は権限法ではないですからね。

○安念座長 もちろん、そうです。

○寺田副大臣 そこは本当に大丈夫ですか。要は、そういうものを発出して、立っていられるかどうかですね。

それは御検討ください。

○安念座長 分かりました、やっておきます。重要な御指摘ですので。

では、その前提の上で進めていただきましょう。

あとはどうですか。

○林委員 ちなみに、この54番は何がネックで残っているのですか。

○安念座長 事務局から説明してもらえますか。

○事務局 54番の項目の内容ですが、高圧ガス容器を積んだ燃料電池自動車が盗まれたときに、通常、車が盗まれましたという届出を警察にするわけですが、それとあわせてタンクが盗まれましたという届出を高圧ガス保安法に基づいてしなければならないとされています。

ただ、ユーザーであるところの一般国民は、この容器が盗まれたときに、その届出をし

ないといけないということを知らないでしょう。今、この規制改革の内容で書かれている折り合いがついている文言がこれなのですが、そういった届出が2つ必要なのだということを知り、これを所有者に周知をしますというのが、今、とれている内容です。

これに加えて、実際には忘れてしまうとか、警察への被害届に容器を積んでいるかどうか分かるような記載がないと、届出漏れが発生してしまうのではないかと、高圧ガス保安法に基づく届出が忘れられてしまう場合があるのではないかと。

そうすると、この届出義務違反は30万円以下の罰金になりますので、車両を盗まれた上に、かつさらにここで30万円の罰金も取られてしまうといったケースがあってはならないという問題意識から、高圧ガス保安法側での措置とすれば、具体的な届出、明示的にタンクが盗まれましたという届出がなくても、被害届が出ていれば、この63条1項の届出がされたことに認めてもらえないかという方法が1つあるでしょう。

または、この盗難被害届での書式に、それが盗まれたのが燃料電池自動車なのか、ガソリン車なのか分かるような欄の書式を変えて、そこが確実に申告されるようにしてはどうかというところを今、協議中ということでございます。

○安念座長 大田議長代理、どうぞ。

○大田議長代理 これは「届出義務を履行したこととなるようにせよ」という要望になるわけで、「なる旨を周知を図るなど必要な」というのは、「なる」と決まっているような書き方ですね。問題が「周知」になっているような気がするのですけれども。

○事務局 これは今、折り合えている内容ですので、被害届と一緒に高圧ガスタンクが盗まれましたという申告をすれば、高圧ガス保安法の届出義務を履行したこととなるということを知るとのことです。

○安念座長 書類のやりとり、書式等を考えなければいけない技術的な問題があるわけですね。車の中からガスタンクだけ外されて盗まれるということは考えられないので、車本体が盗まれるわけだが、車が盗まれるとそれにつれて高圧ガスの容器も盗まれたことになる。届出義務の方は、高圧ガスのタンクだけについてあるわけですが、これは警察に対してするのではなくて、都道府県にするのでしたか。

○事務局 都道府県知事又は警察官にすればいいです。

○安念座長 要するに、それで一種のワンストップショッピングで、車が盗まれたという被害届をすれば、自ずからタンクの方の届出義務も果たしたことという格好にしてくれということですね。原理的に難しいわけではなくて、官庁間の連絡とか書式とかそういうものを整えてくれれば何とかなる話なわけですね。

○大田議長代理 「届出義務を履行したこととなるようにする」でいいのではないですか。

○林委員 「周知を図る」というよりも、「そういう取扱いにしてくれ」ということですね。

○大田議長代理 重きがあるような感じで。

○事務局 その点について協議していて、そこをうちがとりたいという話を今まさにして

いるという状況です。

○大田議長代理 この「周知を図る」というのは、警察庁か経済産業省がつけてきた文章なのですか。

○事務局 今、折り合えているのがここにある記述内容なのですが、もう一步進ませて欲しいと、周知だけでは不十分だと言っているのが今の内閣府の立場です。

○大田議長代理 でも、履行したこととなるわけでしょう。この書き方だと、履行したこととなるというのはもう決まっていて、それを周知せよという文章になっているのだけれども、まずこちらの要求事項は、周知しようがどうしても「届出義務を履行したこととなるようにする」ですね。

○佐久間委員 ですから、高圧ガス保安法に基づく届出はしなくてもいいというのがこちらの趣旨かと。

○大田議長代理 2つセットで自動的にやってくれる、ワンストップだということですね。

○事務局 そうです。

○佐久間委員 それは当然、法律のその点における改正が必要になるというのがこちらの考えですね。

○大田議長代理 そうですね。

○佐久間委員 高圧ガス保安法を改正して。

○安念座長 だけれども、高圧ガス保安法本体を改正しろと我々が要求しているわけではないですね。

○大田議長代理 だから、役所間で連携をとってくれという話です。

○安念座長 そういうことでしょうか。

○大田議長代理 そういうことですね。だから「したこととなるようにする」でいいのではないですかね。

○館次長 この文章の最初の方で「燃料電池自動車の盗難届を提出する際に、当該自動車が高圧ガスを充てんするための容器を搭載している」と、そこまで言えばいいということになっていて、ただ、そこまで自動車保有者はなかなか気がつきませんので、自動車の車種を書けば、自動的にこれは高圧ガスが入っているのだなということでやれるようにまでしたいという趣旨でございます。

○林委員 それは難し過ぎると思います。

○館次長 現時点の協議結果は、高圧ガスタンクも入っていますよと自動車保有者が警察に言えば、それは2つの申告をしたことになるのです。2つの申告をすればいいということ周知してくださいというところまでです。しかし、今、担当者の方から説明しましたとおり、それをワンストップサービスで、その自動車が盗まれたということさえ言えばもう済むのだというところまで調整しようとしています。

○安念座長 つまり、タンクの方も警察の方で察してくれということをお願いしたいわけですね。

- 館次長 そのとおりです。それで「P」がついているということです。
- 佐久間委員 だから、こちらの要求というのは、高压ガスを充てんするための容器を搭載していることを申告しなくてもいいようにしてくれということを行っているということなのですね。
- 安念座長 それはそう書けばいいではないかとおっしゃりたいわけでしょう。
- 大田議長代理 そうです。
- 安念座長 それはもちろんそうですよ。
- 大田議長代理 先ほど林委員が言われたように、これは何を取るのか。この案文で取れたのはどこなのですか。申告すればいいですよということですか。
- 事務局 そうです。
- 大田議長代理 その前は、別々に届けを出さなければいけなかった。被害届と別途、経済産業省にも届けを出さなければいけなかったということですか。今はそんなに例がないということですかね。
- 館次長 現時点の協議結果は、2つの届けを兼ねた被害届を出すことが必要であると周知せよということです。現状確認からは前進していません。ですから、これをもっと進めるという意味で「P」としておりました、2つの申告は必要でない、1つでみなせるような調整を今まに行っているということです。
- 林委員 少なくとも、今の高压ガス保安法第63条第1項では、単に事故届を届けなければならないということしか決まっていなくて、それ以外に被害届を出せば、それでいいよということになっていないのですね。
- 安念座長 届ける相手方は何になるのですか。
- 林委員 事故届を届け出る相手方は、「その旨を都道府県知事または警察官に届け出なければならない」という条文になっていますね。
- 安念座長 今は、同じ相手は警察官で、両方あったとしたって、法律上はあくまで2本の報告というか、届出ということになるわけですね。
- 林委員 そのようになっていますね。
- それで罰則があるのですか。
- 安念座長 罰則はあります。それが先ほどの30万円です。
- 林委員 そんなことは皆知らないですよ。
- 安念座長 それは誰も知らないですよ。
- そもそも、普通の家庭に高压ガスなんて誰も持っていないのだから。しかし、これからは一家に1台になるかもしれません。
- とにかく、明後日の朝方までに、取れるところまで取ってもらう。まだ温泉法も含めて若干残っているものもあるから、二晩は寝ないというスタンスでやってもらって、取れるところまで取ってもらうということでよろしゅうございますね。頑張ってください。
- 林委員 鬼ですね。

○安念座長 それはしようがない。玉砕なら玉砕です。こんなのは別に所管省庁から文句を言われる筋合いはないんだからね。

大田議長代理、どうぞ。

○大田議長代理 検討の視点のところでもいいですか。事前に読む時間がなくて、初めてのコメントですみません。

(1) (2) (3) とあるところに、(1) の内容が分かる文章を最初に1行入れる工夫はできないですか。全部読まないとなんの話なのかが分からないので、例えば1. の(1)だと、高効率火力発電、再生可能エネルギーや分散型電源等をふやすとか。要は見出しというよりも、普通の文章でいいのですよ。

例えば(2)だと「地域発の発電事業の立ち上げを容易にする」で文章が始まるとか、何が書いてあるかが分かるように。

最初に1行で中身があって、次につながっていくような工夫ができないかということ。

あと、この文章の性格にもかかわるのですが、語尾です。例えば(1)の最初のパラで「取り組まなければならない」となっているのですけれども、規制改革の目的と検討の視点ということであれば「取り組む」ではないかと思います。規制改革会議としては取り組んでいくわけですね。その語尾が「必要」と「重要」ばかりになってしまうので、御検討いただければと思います。

全体になるべく簡潔でストレートな方がいいと思いますので、よろしくお願いします。

○安念座長 前者の点は、むしろ見出しにした方が簡単かもしれないですね。センテンスをするのは結構難しいから、例えば1. の(2)であれば「地域発の発電事業」という感じでどうですか。

○大田議長代理 その見出しも単なる単語だけではなくて、何が書いてあるかが分かるような見出しに。そして、関心のあるところだけでも読めるようなことができないかと思います。要は、(2)のところだと「地域発の発電事業」というよりは、立ち上げの容易化とか簡素化とか。

○安念座長 「地域発の発電事業の立ち上げを容易にする」とか。

○大田議長代理 それでいいのです。そういう文章見出しでもいいと思うのです。要は、完全にマスコミの目になって書いてみてください。

○館次長 それぞれの項目の内容が一言で分かる見出しをつけるようにします。

○大田議長代理 要は、今度エネルギー分野では何をしたのですかと聞かれたときに、応えられる形にしたいのですよ。

○館次長 今、3つの大項目は見出しが付いているのですけれども、それを小項目まで見出しをつけるようにします。

○大田議長代理 そうです。具体的にはいろいろあるにせよ、地域発の発電事業を簡単にしたと。

○安念座長 何をしたのですかと問われて、なかなか厳しい質問ですね。

- 館次長 どう書けば国民やマスコミに分かりやすいかということですね。
- 大田議長代理 そうです。
- 安念座長 当ワーキングは、どれもこれも個別アイテムでは超テクニカルな話ばかりなのでですね。
- 大田議長代理 これまで難しかったけれどもできたというのがあればいいと思うのですよ。保安要員が必要だったのが要らなくなったと。
- 林委員 分かりやすい、キャッチーなものはどれなのですかね。
- 大田議長代理 キャッチーなものが欲しいですね。欲しいというか、分かっている方がいいのですけれどもね。
- 寺田副大臣 アセスの短縮は数値目標を入れるのではないですか。どこかに載っていましたね。
- 大田議長代理 例えば水利権なども関心が高いです。アセスもそうですね。
- 寺田副大臣 プレミアップできますね。
- 大田議長代理 これは本会議で扱った件ですね。
- 寺田副大臣 やっています。
- だから、これは1年半にすると。3年半を1年半でしたかね。1年半を前にやって、もっともっと短くやりますか。
- 館次長 6ページの13、14、15項目がアセスメントです。
- 寺田副大臣 13は数字が入っていますけれども、14は数字が入っていないですね。45日。数字は言っていましたね。
- 館次長 14ですね。
- 安念座長 これは圓尾専門委員的に言えば、直列だった手続きを並列にするという話なので、直ちに数字で決め打ちということはできなかったのです。要するに、とにかくできるだけ並列でやってくれということですからね。
- ただ、13、14は割に大きい成果ですね。
- 大田議長代理 私もそう思いますよ。これが全体で45日程度。
- 安念座長 ただ、そう言っていたって、今度は配慮書手続きが入るわけだから、もともと今までより重くなるのをちょっと軽くしたという程度なのですね。配慮書手続き自体は法律で入れてしまったものだから、我々で左右できるものではありませんけれどもね。
- 松村委員 キャッチーなものの重要性は理解できますが、やはり地道な努力が必要な分野であるのは間違いないので、その点正面から言うべきだと思います。
- 大田議長代理 キャッチーというより、具体例としてね。
- 松村委員 例えば水素自動車であれば、今までは圧倒的にドイツなどに比べてハンディキャップがあった。このハンディキャップを一挙に解消し、追いつくような意欲的なものを並べたという形でまとめて、一つ一つ細かく言わなくてもいいのかもしれない。
- 大田議長代理 そういうものが2つぐらいあるといいのですよ。今のことは②のところ

ですね。

○松村委員 はい。

○大田議長代理 ドイツに圧倒的にハンディキャップを負っていたものを一挙にキャッチアップできる形にしましたと。これはいいですね。そういうことなのですね。

○館次長 確かに環境アセスメント迅速化とエコカー普及推進に関して世界へのキャッチアップという点での効果は高いと思いますので、議長や委員の方々にどうアピールしていただいたらよいか検討します。

○大田議長代理 できればそういう雰囲気が出るといいのですよ。要は何なのだと。

○館次長 ご主旨は理解しました。

○寺田副大臣 この20だって凡例になるわけでしょう。高圧のまま引き込める小口売りの部分が捨象して、かつスウェーデンのスマートシティですね。割安な電気料金で済みますよというのもキャッチーですね。

○安念座長 そうなのですよ。だから、これは結構業者が入れるのですよ。

○寺田副大臣 入れますね。いい話なのですよ。

○安念座長 エネルギーマネージメントの会社が入れるのだけれども、しかし、説明して分かるかね。

○寺田副大臣 分からないですかね。

○松村委員 これは確かにそうだと思いますが、まだ大きな問題が残っています。そもそも3年に1回の点検をやらなければいけない。だから、むしろまだ大きな問題が残っているという文脈で説明するのがいいと思います。

○寺田副大臣 高圧一括受電による効果は大きいですね。

○松村委員 はい。大分進みましたと。でも、まだこれからも頑張りますと。

○安念座長 まだやはり半歩なのですね。

○佐久間委員 1点、2番のエコカーの世界最速普及で、エコカーと殊さら言っている理由は何かあるのですか。これはほとんど燃料電池自動車なので、エコカーというとハイブリッドとか、そういうコンベンショナルなものも入ってきて、それを一生懸命やるよりは、やはりここはあくまでも。

○安念座長 言われてみればそうですね。ここはどうしますか。

寺田副大臣の前で民主党政権のときのことを言うのも何だけれども、去年の日本再生加速プログラムというのは、あれはあれで別に悪いことを決めているわけじゃありません。あそこでは「次世代自動車」という用語法でした。包括性もあるし、何となく前向きな感じでいい言葉なのだけれども、佐久間委員、どうしたらいいと思われませんか。

○佐久間委員 まず「エコカー」というのは余りにも古いので、エコカーというとハイブリッドとかそういう既にあるものの世界最速ということで、余り革新的なイメージがないので、「次世代自動車」とかここで言っているのは少なくとも。

○安念座長 それなら「次世代自動車」に統一しましょうか。

- 佐久間委員 その主眼は、ほとんど燃料電池ですね。
- 大田議長代理 ここにはこういう書き方をされていますね。「エコカーである次世代」と同音異義語になっている。
- 安念座長 だから「エコカーである次世代自動車」の「エコカー」を取って、他のところも全部「次世代自動車」にしましょうか。その方が格好いいですね。確かにエコカーは、何となく手あかがついた感じがしますね。「次世代」の方が格好いいですね。
- 大田議長代理 もうエコカー補助金とかいろいろ使われてしまったしね。「次世代」にしましょう。
- 安念座長 そうしましょう。
- 大田議長代理 「エコカー」と「次世代自動車」の関係は、私も一度聞きたいと思っていたのです。
- 林委員 「次世代」という言葉、もうこれから始まるのに「次世代」でいいのですか。
- 安念座長 言われてみるとそうですね。再来年だろうと、2015年だろうと言われてみればそうだけれどもね。
- 林委員 でも「エコカー」よりはいいと思います。端的に「燃料」とか言ってしまうと、他にもいろいろあるし。
- 安念座長 一応含めておきたい。全部を燃料電池自動車とするわけにもいかないし、だから「次世代」と言っておけば、それなりにいいかなと。
- 林委員 そうすれば包括的ですね。
- 館次長 結構まだ天然ガス自動車もありますし。
- 安念座長 天然ガス自動車もあるし。当面一番いいのは、実はハイブリッドなのですね。当面は。ハイブリッドが余りによすぎて、それこそ次世代自動車が普及するかどうか自体が心配です。
- 他はいかがですか。
- 大田議長代理、どうぞ。
- 大田議長代理 参考までに教えて欲しいのですが、農地の風力発電設備のところは、第1種農地が落ちたということなのでしょうけれども、太陽光発電の設備については既に農林水産省がガイドラインを出しているわけですか。
- 安念座長 ガイドラインは出しましたか。
- 大田議長代理 この間、農地の新たな活用法、農家が収益を上げるいい方法ができたというものをテレビでやっていて、スマートシェアリングというのですかね。そういうものができていて、これはもう農林水産省が既にガイドラインなり何なりを出してできるようになりましたと。
- 安念座長 農林水産省が法案をつくったのですよ。要するに、彼らなりの再エネ法案みたいなものです。
- 大田議長代理 お聞きしたかったのは、それをこれにも引用できればいいということな

のかどうかということをお教えいただきたい。

○事務局 農林水産省が出していた再エネの新法案については、前国会で廃案になっていて、まだ成立していません。

農林水産省が24年度末に出したものは、太陽光について、今回、太陽光発電協会からもプレゼンがあったものです。支柱を立てて、農地で日陰作物をつくりながら、上で太陽光というもののルールについては、24年度末に農林水産省から通知が出されました。それに基づいて、今、実際にその要件を満たせばできるということになっていまして、太陽光発電協会も、まずはその通知の運用を見たいということで、今回の項目からは落ちています。

今ここで閣議決定としてやっていたのが、特に風力について、農業振興にも資するし、風車も建てられるという場合があるので、その取扱いを明確化して欲しいという要望がございまして、それを2番の風力の項目の中でやったというものでございます。

○大田議長代理 ということは、太陽光もまだ通知レベル、ソーラーも通知レベルだから、風力もまずは通知レベルにと。できれば、再エネ法で法律になるかもしれないということですね。

○事務局 そのとおりです。

○大田議長代理 風力の装置は結構大きいから農業をしながらというのは難しいですね。ソーラーみたいにはいかないですね。

○寺田副大臣 ただ、税金が上がりますね。農地に使っていない部分は税金が上がります。

○大田議長代理 ソーラーはそうならないという通知を出したのですね。

○寺田副大臣 出しております。

○大田議長代理 では、同じ扱いにしろということですね。

○寺田副大臣 おっしゃるとおりです。

○大田議長代理 分かりました。ありがとうございます。

税金がかからないようにね。

○安念座長 風力は大分大きいですからね。仕掛けが大がかりだから、使う土地も支柱のところだけではなく、べたっと使いますからね。だから、本音は、1種農地はいいなんていうつもりは全然ないと思うのです。1種農地は彼らにとっても国体護持なのだからね。

とにかく、風力も一応載っただけでも、まだしもでした。

他はいかがでしょうか。

では、3と54と、ここには載っていない逆有償の話は、少ししか時間がないけれども、できるだけ押していただいて、事務局に詰めていただこう。特に逆有償の点は、一番詳しい佐久間委員に連絡をとりながらやってください。

温泉は、今まではずっと温泉法第3条の法律の本体が出発点ではなくて、ちょっとでも温泉が湧きそうな見込みがあるときには許可をとらなければいけないぞ、という彼らのガイドラインが出発点だと言い張り続けてきました。それを、法律の文言そのものが出発点だぞというところに戻したわけです。これを成果というのは余りにも悲しいのだけれども。

○大田議長代理 でも、前回よりはいいですよ。

○安念座長 あのときは脅しつけて、参事官レベルでは大分うならせたのだけれども、村に持ち返ると局長から怒鳴られるだろうなと想像していたら、やっぱりそうだった。しょうがないですね。

○大田議長代理 でも、この類型化が出れば、次は条件についての議論に入れますからね。

○安念座長 さてね。これだけではないけれども、やはり我々がいつもウオッチしているのだぞというところを知らせておかないと、絶対彼らはまた元に戻ってしまうわけだから、そこはしておかなければいけないでしょうね。この温泉法だけではなく、どれもね。

○大田議長代理 次は類型化で戦えばいいのではないですかね。

○安念座長 戦えますかね。

とにかく、温泉の親父たちが常に一致結束するわけですよ。新しい温泉なんかとてもじゃないけれども掘らせないと。そうでなくたって、温泉がだんだんかけ流しができなくなっているのであって、と言うわけですよ。

地元はもめるのが嫌だから、とにかく温泉宿の親父の全部了解をとってくれと来るわけですね。そんなのとってくれなんて、どこにも法律には書いていないのにね。だんだんこれをやっていると、愚痴っぽくなりますね。

ということで、今、ペンディングのところは頑張ってもらおうということを前提にして、先ほど議長代理からあった、視点の文章をもうちょっと見やすくする。キャッチーな見出しにしてもらって、「エコカー」は「次世代自動車」に統一するというのを修正して、そういうことで今度の本会議に御報告するというところでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○安念座長 ありがとうございます。

まだ残っているけれども、事務局も本当に御苦労さまでした。

では、副大臣に総括的にお言葉というか、お叱りを頂戴して。

○寺田副大臣 お叱りどころか、精力的に安念座長のもとで御審議いただいて本当に感謝しております。

ちょっと懸念なのが、これは当ワーキングではないのですが、農業ですね。当ワーキングの農業関連部分というのは、もちろん風力があるのですけれども、肝心の創業ですね。これは全く議論すらやるのですかね。いろいろやりたいものは多々あるのですが、しかし、当ワーキングが実質中身のある御議論をしていただいたと思いますし、本当に感謝しております。

引き続き、ひとつよろしく願いいたします。

○安念座長 どうもありがとうございます。

では、何か事務的な御連絡があったらお願いします。

○館次長 今後の進め方につきましては、座長と御相談の上、また御連絡させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。
○安念座長 ありがとうございました。